

# 医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

## ＜高額医療・高額介護合算療養費制度＞

### ◇平成 21 年度の支給要件・支給額

平成 20 年 8 月～ 21 年 7 月末にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を加入医療保険ごとに世帯単位で合計し、その額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

#### ▼ 70 歳以上の人は

	基準額
① 保険証の負担割合が「3 割」となっている場合	67 万円 (89 万円)
② ①・③・④以外の場合	56 万円 (75 万円)
③ 世帯全員が市民税非課税の場合	31 万円 (41 万円)
④ ③のうち、世帯全員の所得が一定以下*の場合 ※年金収入 80 万円以下等	19 万円 (25 万円)

※④のうち、複数の人が介護サービスを利用している場合の高額介護合算療養費の算定に係る基準額は、31 万円 (41 万円) になります。

#### ▼ 70 歳未満の人は

	基準額
① 世帯全員の所得が一定以上*の場合 ※合計所得 600 万円以上	126 万円 (168 万円)
② ①・③以外の場合	67 万円 (89 万円)
③ 世帯全員が市民税非課税の場合	34 万円 (45 万円)

◎平成 20 年 4 月～ 21 年 7 月末の 16 か月間の自己負担額が、( )内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。

### このように負担が軽減されます

**例 A さん夫妻**  
夫・妻ともに 72 歳の 2 人世帯  
【市民税非課税】



これまで、

1 年間で医療保険で 25 万円、介護保険で 25 万円を支払い、**年間の負担が 50 万円**でした。



これからは、

年間 50 万円を支払った後、申請手続きをすると、**基準額 31 万円 (世帯全員が市民税非課税の場合) を超えた金額：19 万円**が支給されます。

### ◇対象者への通知、申請手続き

申請場所

8 月 3 日(月)から国保年金課で受け付けます。

持参するもの

加入している医療保険・介護保険の被保険者証、印判、振込先がわかるもの(通帳等) ※領収書は必要ありません。

#### 【国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の人】

対象者には、**12 月ごろにお知らせ**します。お知らせが届いた人は、上記の窓口申請してください。ただし、平成 20 年 4 月から 21 年 7 月末までの間に、市町村を超えて転居された等により、介護・医療保険者に変更があった人にはお知らせができない場合があります。

#### 【国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の医療保険に加入の人】

現在加入している医療保険の窓口にお問い合わせください。

◎申請の対象となる旨のお知らせが届かない人についても、支給要件に該当する人は必ず申請してください。

◎次に該当する人は、上記の窓口のほか、転居前の市町村や、以前加入していた医療保険の窓口へのお手続きが必要となります。

平成 20 年 4 月から 21 年 7 月末までの間に、  
・市町村を超えて転居された人  
・他の医療保険から国民健康保険に移られた人

◎ご不明な点は、下記の窓口までご相談ください。

●問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1179) 高齢障害課 (☎ 82-1172)